

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例

改正条例 令和7年7月17日施行

【条例の目的】（条例第1条）

土砂等の埋立て等に関する市、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

【規制の対象】

○ 土砂等とは

土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、改良土並びに再生土を言います。

- ・ 土 砂：建設工事などにより発生した土、砂及びこれらと礫、砂利等が集まった物
- ・ 改良土：土砂にセメント、石灰その他の改良材を混合し安定処理をした物
- ・ 再生土：産業廃棄物である汚泥等の脱水、混練等の処理により生じた物であって、土砂と同様の形状を有するもの

○ 土砂等の埋立て等とは

土地の埋立てや盛土など、土地へ土砂を堆積する行為。一時的な保管も対象となります。

- ・ 埋立て：周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てること（山間部の谷地の埋立てなど）
- ・ 盛 土：周辺地盤面より高くなるように土砂等を盛り、かつ、その形状の変更の予定がないもの（農地や宅地の造成など）
- ・ 堆 積：周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂等を盛り、その形状の変更が予定されているもの（一時保管含む。例：ストックヤードなど）

【主な規制内容】

- ・ 1,000 m³以上 3,000 m³未満かつ高さが1 mを超える土砂等の埋立て等は市へ届出が必要です。（3,000 m³以上の場合は、三重県へ届出が必要になります。）
- ・ 届出を行う前には、**市との事前協議、土地所有者の同意及び周辺地域の住民等への説明会の開催**が必要です。
- ・ 生活環境の保全のための措置が必要です。
- ・ 搬入する土砂等の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認・報告を行う必要があります。
- ・ 土砂等の埋立て等を施工している間は定期的に、また、土砂等の埋立て等を完了、廃止したときは、区域外への排水の水質調査を行い、報告する必要があります。
- ・ 土地所有者の方は、埋立て等の施工状況を確認する必要があります。
- ・ 条例の規定に違反した場合、罰則（最高2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が適用されることがあります。

令和7年7月

尾 鷲 市 環 境 課

1 土砂等の埋立て等を行う者の責務等

(1) 責務

- ・埋立て等区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努める必要があります。
- ・災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講ずる責務があります。

(2) 埋立て等の届出

- ・盛土規制法の規制区域内で埋立て等区域の面積が 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満であり、かつ高さが 1 m を超える場合は、市への届出が必要です。（一団の区域内の複数の行為は、合算した面積となります。）
（3,000 ㎡以上は三重県条例の対象です。）
- ・四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする土砂等の埋立てを行う土地の区域の面積が 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満でありかつ埋め立ての高さが 1 m を超える場合は、届出が必要です。
- ・届出を要しない場合もあります。[(8)(9)参照]

(3) 届出前の手続き等

- ・届出内容及び説明会の概要等について、市と事前に協議しなければなりません。
- ・土地所有者の同意を得なければなりません。
- ・周辺地域の住民等に対して説明会を開催しなければなりません。

(4) 届出について

- ・条例、規則に記載されている資料の添すること。
（埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面、土地の所有者の同意書、水質調査を行うために必要な措置関係書類、生活環境の保全上の必要な措置関係書類、搬入計画、周辺地域の住民等の意見 等）
- ・窪地の埋立て等を除き、盛土規制法の許可申請又は届出が行われていること。
※災害の防止（構造基準）は盛土規制法での確認となります。
- ・地形、地質又は周囲の状況に応じて、生活環境の保全上必要な措置が講じられていること。

(5) 届出を行った者の義務

届出を行った者は、次の報告等を行わなければなりません。

- ・搬入する土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことを確認し、報告（搬入前）
- ・土砂等管理台帳を作成し、搬入した土砂等の量などを報告（4 月、10 月の年 2 回）
- ・排水の水質調査を実施し、その結果を報告（6 ヶ月毎及び完了時）
- ・土壌の汚染調査の実施、その結果報告（3 年毎及び完了時）
- ・氏名又は名称その他を記載した標識の掲示、境界標の設置 など

(6) 届出から完了（廃止）までの流れ

【届出前】

- ・ 事前協議（目的、位置及び面積、期間、形状、搬入計画、説明会の有無等）
 - ・ 土地所有者の同意
 - ・ 周辺地域の住民等への周知（説明会の開催）
- ※説明会は届出の30日前までに開催。説明会開催の周知は原則2週間以上



【届の提出】

- ・ 条例、規則に記載の資料を添付
（埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面、土地の所有者の同意書、水質調査を行うため及び生活環境の保全上の必要な措置関係書類、搬入計画、周辺地域の住民等の意見書などを添付）



【土砂等搬入時】

- ・ 土砂等の搬入の事前報告（発生場所ごとに）
- ・ 土砂等発生元証明書、汚染のおそれがないことを証する書類等の事前提出

【完了までの管理】

- ・ 土砂等管理台帳の作成、標識の掲示、境界標の設置
- ・ 搬入した土砂等の量の報告（4月、10月の年2回）
- ・ 排水の水質調査の実施、その結果報告（6ヶ月毎）
- ・ 土壌の汚染調査の実施、その結果報告（3年毎）
- ・ 関係書類の閲覧



【完了時】

- ・ 完了届 → 完了検査
- ・ 水質及び土壌調査の結果報告
- ・ 水質基準及び土砂基準に適合しているかの確認
- ・ 生活環境の保全上必要な措置（必要に応じて）

(7) 関係書類の閲覧等

- ・届出事業者は、事業が施工されている間、許可に係る土砂等管理台帳及び条例の規定により市に提出した書類の写しを、災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければなりません。
- ・市は、埋立て等の届出があったときは、事業の完了等の届出があった日までの間、条例の規定により提出された書類を一般の閲覧に供します。

(8) 届出を要しない場合

次の土砂埋立て等は条例による届出は不要です。

- ① 当該事業の区域において採取された土砂等のみを用いて行うもの
- ② 国、地方公共団体等が行うものであり、契約書等で埋立て場所が指定されているもの
- ③ 公共団体が行うもの

土地改良区・土地改良区連合	土地区画整理組合
市街地再開発組合	日本下水道事業団
土地開発公社	中日本高速道路株式会社
国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人であって、土砂等の埋立て等について、国又は地方公共団体と同等以上に災害を防止し、及び生活環境を保全することができる者として市長が公示して定めるもの	

- ④ 他法令の許可等によるもの

港湾法第37条第1項（第2号を除く。）の許可
道路法第24条の承認（同条の道路に関する工事に係るものに限る。）又は同法第32条第1項若しくは同法第91条第1項の許可
土地区画整理法第4条第1項の認可又は同法第76条第1項の許可
都市公園法第5条第1項又は同法第6条第1項の許可（準用規定を含む）
下水道法第16条の承認（準用規定を含む）
河川法第20条の承認又は同法第24条、第26条第1項若しくは第27条第1項の許可
都市計画法第29条第1項又は第2項の許可
都市再開発法第7条の9第1項の認可又は同法第66条第1項の許可
海岸法第8条第1項若しくは第37条の5の許可又は同法第13条第1項の承認
三重県港湾施設管理条例第3条第1項の許可

- ⑤ その他届出を要しないもの

コンクリート、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料及び製品としての土砂等のみを用いて行う土砂等の埋立て等
運動場、駐車場その他の施設の機能を維持するために行う土砂等の埋立て等
地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う土砂等の埋立て等
土壌汚染対策法第6条第1項若しくは第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行

う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂等の埋立て等

法令若しくは他の条例（三重県の条例を含む。）の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂等の埋立て等

2 土砂等を発生させる者、土地の所有者の責務等

(1) 土砂等を発生させる者の責務

- ・建設工事に伴う土砂等の発生を抑制し、当該発生した土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土砂等の不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な処理に努める必要があります。

(2) 土地の所有者の責務・義務

- ・届出の要不要や面積等に関係なく、全ての土砂等の埋立て等の区域の土地所有者は、所有する土地において、不適正な土砂等の埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努める必要があります。
- ・埋立て等の施工状況を、月に1回以上確認する必要があります。
- ・許可の内容と明らかに異なるときは、埋立て等の中止などを求め、市に報告する必要があります。
- ・これらの義務を怠った場合には、当該埋立て等に関して必要な措置を講ずるよう、勧告や命令を受ける場合があります。

3 命令・公表・罰則など

(1) 命令・立入・公表

- ・市長は、埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、許可事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを命じ、又は土砂等の埋立て等の停止を命じることができます。
- ・市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者又は土地の所有者に対して報告を求めることができます。また、立入検査を行うことができます。
- ・市長は、命令をしたときは、命令を受けた者の氏名又は名称、命令の内容を公表することができます。

(2) 罰則

- ・命令違反、無許可、搬入禁止命令違反、報告義務違反、届出義務違反など、最大で2年以下の懲役又は100万円以下の罰金などの刑罰が科されることがあります。

(3) 経過措置

- ・施行日である令和7年7月17日までに第8条の許可を受けている土砂等の埋立て等は、許可期間内は従前の規制を適用します。

[お問い合わせ先] 尾鷲市環境課 〒519-3652 三重県尾鷲市古戸町 10 番 9 号
TEL : 0597-23-8251 / FAX : 0597-23-1700 / e-mail : kankyou@city.owase.lg.jp